

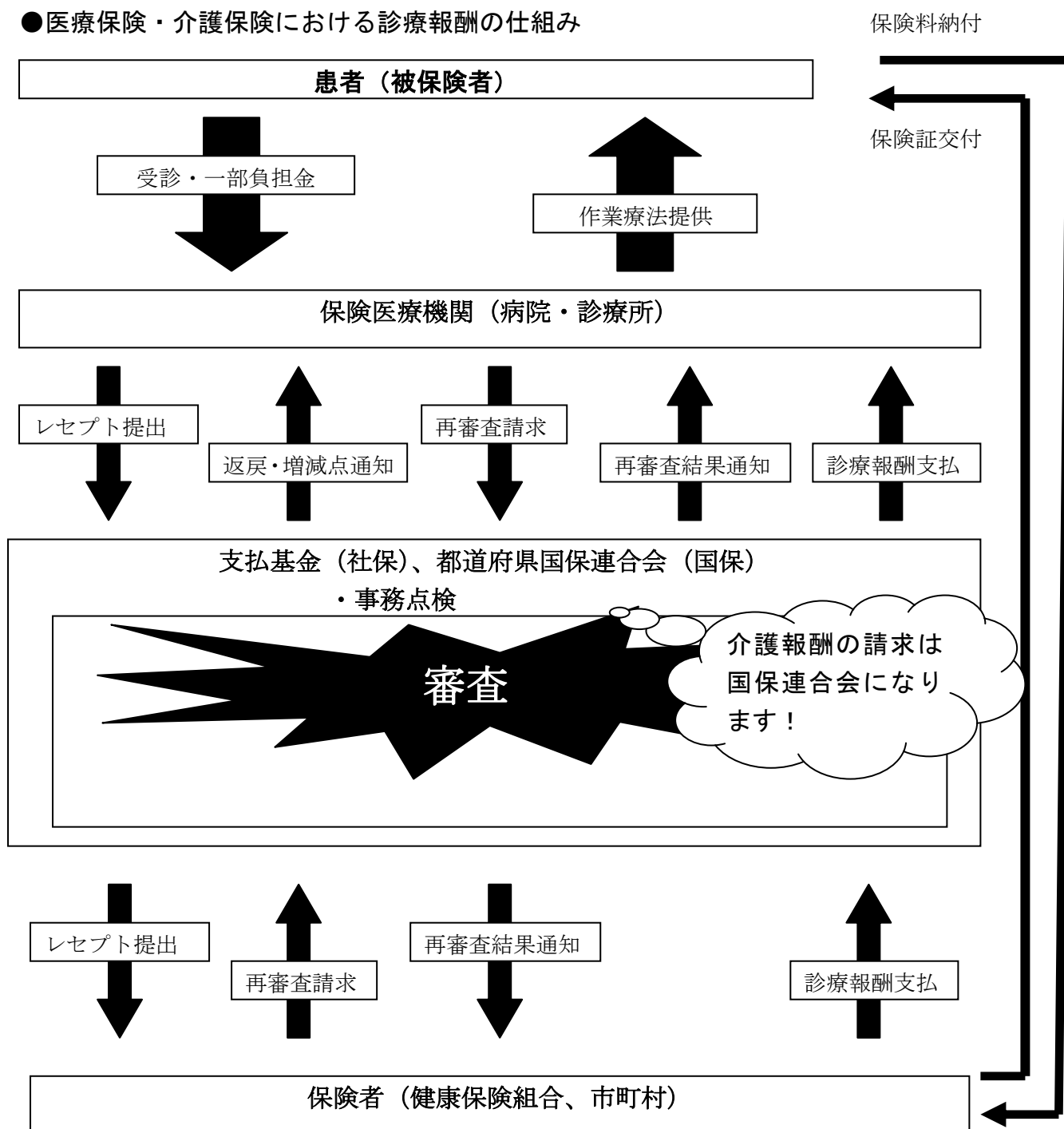
今回、保険部では、診療報酬の流れと介護保険制度の仕組みについて簡単にまとめました。私たちの収入はどこから来ているのか、患者さんや一般の方々が支払ったお金がどのようにしてめぐっているのかを、改めて知っておきましょう。

I. 診療報酬制度

診療報酬とは、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬を言います。

診療報酬は技術・サービスの評価と物の価格評価（医薬品については薬価基準で価格を定める）があります。私たち作業療法士は、技術・サービスを提供して、報酬を受けています。

●医療保険・介護保険における診療報酬の仕組み



●診療報酬請求の流れ

①作業療法を提供

所属する保険医療機関が受診料・一部負担金を受け取る



②保険医療機関が、支払基金（社保）、都道府県国保連合会（国保）へレセプトを提出

*レセプトとは診療報酬明細書のこと
行った医療行為を具体的に記載するもの

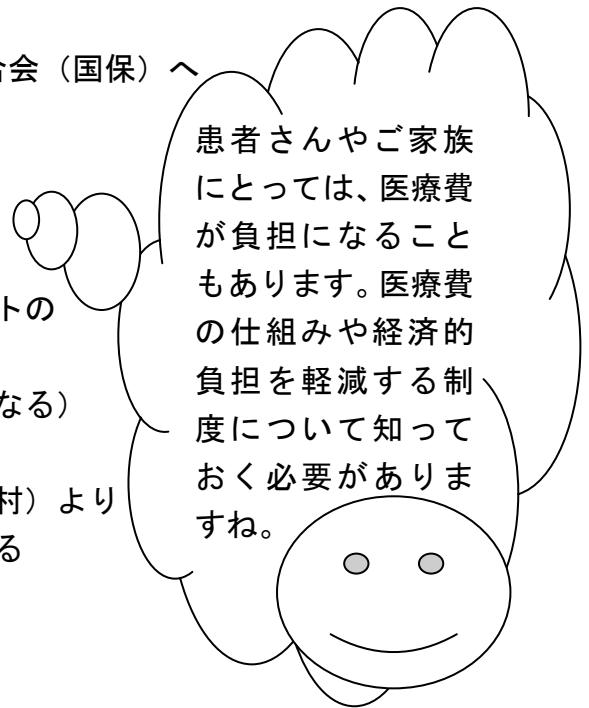


③支払基金、都道府県国保連合会にて提出されたレセプトの事務点検、審査が行われる

（妥当な請求と判断されないと払戻し、減点の対象になる）



④③での審査結果をもとに保険者（健康保険組合、市町村）より支払基金を通して請求した診療報酬支払いが行われる



●介護保険における診療報酬の仕組み

1) 介護保険制度とは…

国・都道府県・市町村からの税金を財源として、
介護や支援が必要になった方に介護サービスを提供し支援する仕組み
＝自立した生活ができるよう高齢者の介護を社会全体で支える仕組み

サービスを受ける本人だけでなく、
家族も支援されるんだね！



Q1. 誰が利用できるのですか？

A1. ①65歳以上の方、

②40歳～64歳までの方で、**特定疾病により要介護状態になった方です。**

Q2. どんなサービスが受けられるのですか？

A2. 福祉サービスや医療分野における介護サービスです。

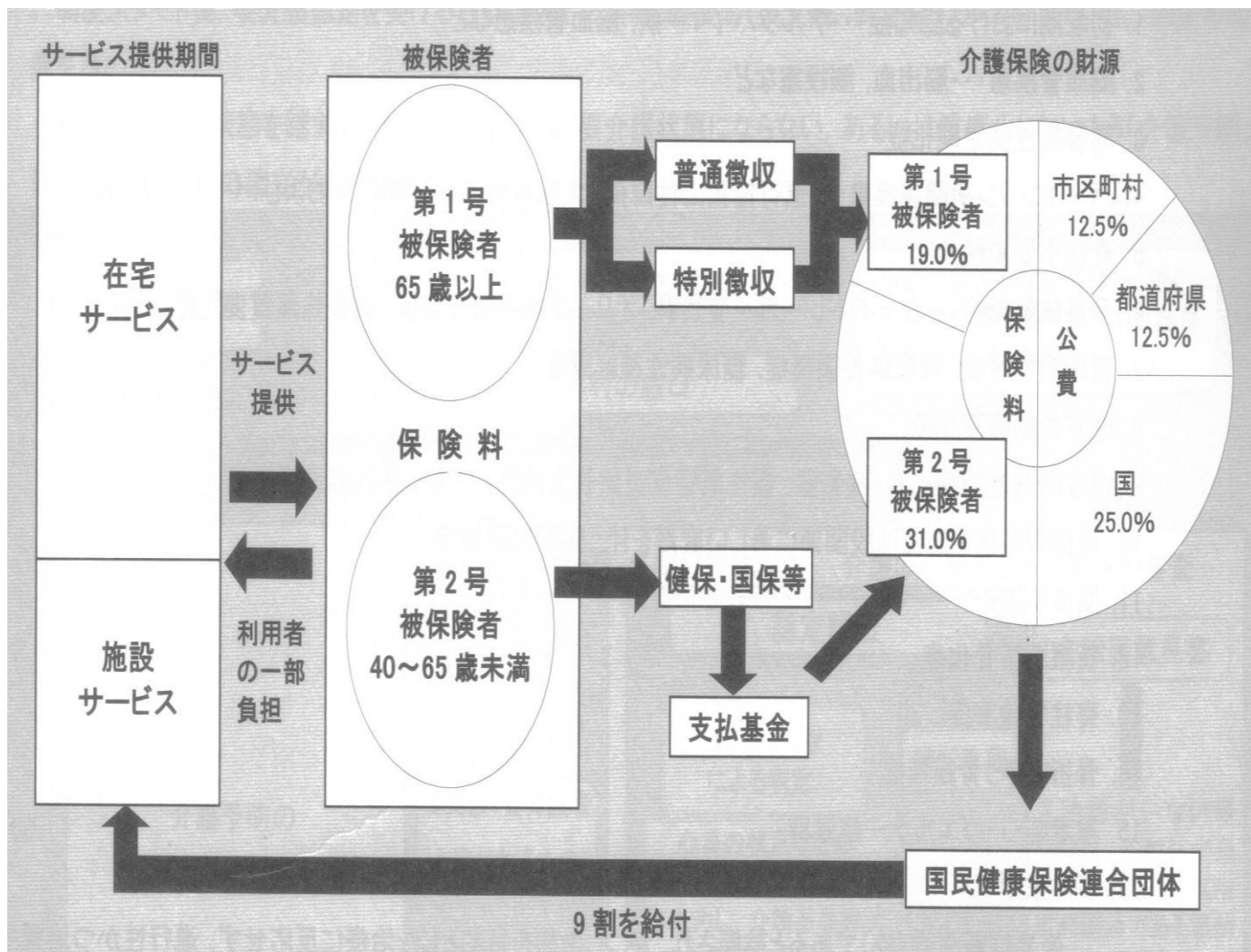
（在宅サービス…訪問リハビリ等、施設サービス…介護老人保健施設等）

Q3. 利用者の負担はいくらなのですか？

A3. 介護サービス費用の1割です。また、施設に入所した場合や日帰りで通うサービスを利用した場合は食費や日常生活費を自己負担します。

2) 介護保険制度の仕組み

介護保険にまつわるお金の流れについて、以下の通りとなっています。



引用図書

1) (社)日本作業療法士協会：作業療法が関わる医療保険・介護保険・自立支援制度の手引き 2011

医療保険・介護保険・自立支援制度の疑問に答えるためメール (chiba_ot@yahoo.co.jp) での問い合わせ、掲示板での Q&A 掲示を開始します。

素朴な疑問から専門的な疑問まで気軽に質問していただければと思います。

質問の際は御所属、御名前、御連絡先（メールアドレス又は電話番号）の記載をお願いします。

（内容によってはお答えできない場合があります。）

また、保険算定については地域差もありますのでご了承のうえ質問して下さい。）

保険部 多田